

○大泉町男女共同参画推進計画推進委員会設置要綱

平成16年11月18日

告示第48号

(設置)

第1条 大泉町における男女共同参画社会実現に向けて、その指針とすべき大泉町男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）を推進するに当たり、幅広く町民の意見を反映させるため、大泉町男女共同参画推進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の実効性を高める取り組みに関すること。
- (2) 計画の進捗状況及び成果の評価に関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に識見を有する者
- (2) 母子保健に識見を有する者
- (3) 国際理解に識見を有する者
- (4) 人権擁護に識見を有する者
- (5) 人権教育に識見を有する者
- (6) 家庭教育に識見を有する者
- (7) 社会教育に識見を有する者
- (8) 学校教育に識見を有する者
- (9) 町内企業を代表する者
- (10) 勤労者を代表する者
- (11) 公募による町民の代表者
- (12) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、その都度関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部多文化協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の大泉町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱の規定による大泉町男女共同参画プラン推進委員会の委員である者は、改正後の大泉町男女共同参画推進計画推進委員会設置要綱(次項において「新要綱」という。)の規定により、大泉町男女共同参画推進計画推進委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、大泉町男女共同参画プラン推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この要綱の施行の際現に大泉町男女共同参画プラン推進委員会の会長又は副会長である者は、この要綱の施行の日に、新要綱の規定により、大泉町男女共同参画推進計画推進委員会の会長又は副会長に選出されたものとみなす。

附 則（平成30年3月28日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。